一般国道49号	福島県郡山市安積町日出山２丁目（金山橋西交差点）	郡山市道日出山久保田線
郡山市道日出山久保田線	福島県郡山市安積町日出山２丁目（金山橋西交差点）	一般国道49号
一般国道108号	宮城県石巻市広渕字町（河南町広渕交差点）	一般国道108号（宮城県大崎市方向の車線に限る）
一般国道108号	宮城県遠田郡涌谷町薔薇島（薔薇島交差点）	一般国道108号（宮城県石巻市方向の車線に限る）
一般国道108号古川東バイパス	宮城県大崎市古川鶴ヶ埣字新江南104番１	一般国道108号
一般国道108号	宮城県大崎市古川駅前大通５丁目（古川駅前大通交差点）	一般国道108号（宮城県大崎市古川字鹿島方向の車線に限る）
一般国道108号	宮城県大崎市古川駅前大通４丁目171番１	一般国道108号（宮城県石巻市方向の車線に限る）
一般国道348号	山形県山形市鉄砲町２丁目（鉄砲町交差点）	一般国道112号
一般国道112号	山形県寒河江市大字八鍬803番１	一般国道287号（山形県長井市方向の車線に限る）
一般国道112号	山形県鶴岡市道形町（道形交差点）	山形県道**楯**代鶴岡線（山形県鶴岡市宝田２丁目１番40方向の車線に限る）
山形県道**楯**代鶴岡線	山形県鶴岡市道形町（道形交差点）	一般国道112号
一般国道45号三陸道	宮城県本吉郡南三陸町歌津字中野（歌津北ＩＣ入口交差点）	一般国道45号
一般国道45号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字中野（歌津北ＩＣ入口交差点）	一般国道45号三陸道
一般国道７号	山形県鶴岡市温海（温海字温海交差点）	山形県道余目温海線
山形県道鶴岡羽黒線	山形県鶴岡市東原町（東原町交差点）	一般国道112号
一般国道13号	山形県米沢市中田町（中田十字路交差点）	山形県道米沢浅川高畠線
山形県道米沢浅川高畠線	山形県米沢市中田町（中田十字路交差点）	一般国道13号
一般国道７号	山形県酒田市宮海字中砂畑（宮海交差点）	山形県道比子八幡線
山形県道比子八幡線	山形県酒田市宮海字中砂畑（宮海交差点）	一般国道７号
一般国道７号	山形県鶴岡市中清水（中清水交差点）	鶴岡市道鉄工団地１号線
鶴岡市道鉄工団地１号線	山形県鶴岡市中清水（中清水交差点）	一般国道７号
一般国道45号	宮城県石巻市蛇田字下中埣（石巻丸井戸交差点）	一般国道108号
宮城県道石巻鹿島台大衡線	宮城県石巻市茜平１丁目	一般国道108号

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和７年10月27日　　北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道49号	新潟県阿賀野市寺社字鴨深甲3086番１から新潟県阿賀野市上黒瀬字天神中60番１まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般県道水原亀田線	新潟県阿賀野市寺社字鴨深甲3086番１から新潟県阿賀野市上黒瀬字天神中60番１まで

３　指定する期日　令和７年10月27日

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年10月27日　　中部地方整備局長　森本　　輝

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	静岡県田方郡函南町桑原字茨ヶ平1364番８から三重県亀山市関町坂下字鈴鹿山662番１まで（静岡県静岡市清水区興津清見寺町字寺下58番３から静岡県静岡市清水区鶴舞町1453番まで及び静岡県島田市佐夜鹿117番から静岡県島田市佐夜鹿61番地３を経て、静岡県掛川市日坂556番５まで及び愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字亀ノ割139番３から三重県桑名市相川町７番までを除く。）
一般国道23号	愛知県豊橋市東細谷町字境川23番２から三重県伊勢市宇治今在家町字作楽120番１まで（愛知県名古屋市緑区別所山101番から愛知県海部郡飛島村大字梅之郷中梅95番２まで及び三重県伊勢市楠部町字奥乙264番２から三重県伊勢市宇治今在家町字作楽120番１までを除く。）
一般国道42号	三重県松阪市古井町字高山707番１から三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ上819番６まで（三重県度会郡大紀町崎字大垣内1134番11から三重県尾鷲市坂場町1184番１まで及び三重県尾鷲市大字南浦字矢ノ川主ヶ谷2054番１から三重県熊野市飛鳥町小阪字佐田821番１を経て、三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ上819番６及び三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切３番２から三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字山河前627番29までを除く。）

２　指定する期日　令和７年10月27日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他２以上の道路が交わる場合における当該２以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（既指定箇所の削除）		
一般国道１号	三重県三重郡朝日町大字小向（朝日町役場口交差点）	一般国道１号（桑名市相川町及び亀山市方向の車線に限る。）